

FRAND 宣言はなぜ必要か。

FRAND 宣言とは、保有特許を Fair & Reasonable & Non-Discriminatory な条件 (FRAND 条件) でライセンスをする旨の宣言。自社技術の必須化の見返りであるとされる。

この自社技術を標準に組み込む際に、どうして FRAND 宣言が必要なのであろうか。この点については、以下の特許権者と標準化機関との会話を参照して欲しい。

特許権者) 今般、弊社は画期的な通信技術を開発した。ぜひとも、新規格でこれを採用して広く利用されたい。

標準機関) これいいっすね〜 ぜひぜひに。ところで、知財関係はどうなっているんですか?

特) いや、そのことなんだが、弊社は特許を 40 件くらい出願していてね、そのうち 10 件程度はすでに登録に...

標) ちょっと待ってください。それじゃ、みんなが使えないじゃないですか。その特許は全部放棄してくださいよ。

この会話でわかるように、標準化機関からすれば、当該標準にかかる技術をなるべく普及させることが目的であるので、本来、特許は邪魔者以外の何物でもない。そこでの本音は、特許権を放棄して欲しいというものなのである。他方、特許放棄を余儀なくされるとなると、必須特許保有者は標準化に非協力的になるであろう。そこで、一定の条件でのライセンスという落としどころが考えられるのである。

特) それはできない。我々の事業戦略に整合的な方々にはもちろんライセンスしますよ。コンペティタにはライセンスできないが...

標) それじゃ、この技術を標準規格にしても普及しないでしょ。この話はなかったことに。別の技術を採用します。

特) ちょっと待ってください! 今、知財の担当者と相談したら、「みんなにライセンスして技術の普及を図ろうよ」ということに。

標) ふ〜ん。それはコンペティタであるかないかを問わず、みんなに公平かつ非差別的にライセンスするってこと?

ところが、ライセンスをするにしても、特許権者が好ましいと思う者だけにしかライセンスをしないというのでは、標準にかかる技術の普及が特許権者の意思に委ねられるという事態にもなりかねない。そこで、自社技術を標準に組み込む以上、相手方が自社のコンペティタであるかどうかを問わず、「公平かつ非差別的にライセンス」するというのが必要なのである。さて、そのときのライセンス料率はどうなるのであろうか。

標) 料率も安くしておいてくださいね。たとえば、0.1%とか...

特) (ぶつぶ) じゃ〜 弊社のこれまでの相場実績は3%なんですけど〜

標) だって、貴社以外にも特許持っている人たくさんいるでしょ。そういう人たちがみんな3%でライセンスしたら製品価格超えちゃうじゃないの。やっぱりこの話はなかったことに。別の技術を採用します。

特) ちょっ〜〜と待った! 今、知財の責任者から連絡が入り、1%でもいいって言ってます。

標) ダメダメダメ。当方の想定は0.05%だよ。

標準化においては、多数の特許権者による多数の特許が関与する。この会話にあるように、これらの特許権者がみな、数名にのぼる通常のライセンス料率を主張すれば、ライセンシーが払わねばならないライセンス料率は、極めて高騰し、場合によって100%（製品価格）を超えるおそれすらある（いわゆるロイヤリティ・スタッキング問題）。これでは、標準化技術の普及はおぼつかないから標準化にかかる特許のライセンス料率は、極めて低廉に抑える必要がある。ここでは、0.05%が想定されているが、それでも、100人の特許権者がいれば、累積で5%のライセンス料率がライセンシーから支払われることになる。

特) いや〜 これから残りの30件も特許になるし、新規出願もしていったって件数もどんどん増えるので〜 そこをなんとか...

標) (ちょっと考える) 確かに、貴社の立場からしたらそうなるね〜。じゃあ、料率は後で考えるということで。でも、決して、後になって「やっぱり3%」とか言わないでね。そこんところ、ちゃんと約束してくれたらこの技術、新規格で採用してあげるよ。

特) 喜んで! その時々状況に見合った公平で合理的な条件でライセンスしま〜す!

標) じゃあ、この「FRAND」って書いた書面に署名しといてね。

特) ... (泣)

特許権者の立場からすれば、0.05%で確約はしたくないし、自社の保有する特許件数が増える、思ったよりも必須特許権者の数が増えないなど、自社に有利な後発事情も想定されうることからすれば、なるべく料率の確定は後回しにしたい。標準化機関からしても、あまり厳しいことを言って特許権者に協力してもらえないという事態は回避したいという本音もある。そこで、料率自体の確定は後回しにして、その代わり、「公平で合理的な条件」でのライセンスという抽象的な条件で合意するのが、両当事者にとって好ましい落としどころとなる。しかし、かかる条件でライセンスを許諾することを標準採用時に確約させないと、会話にあるように、標準技術として採用後に特許権者が「やっぱり3%ではないと承伏できない」と言ってきた場合、標準技術を採用したライセンシーに多大な影響を及ぼすことになる（いわゆるホールドアップ問題）。

そこで、FRAND 宣言という形で、特許権者は FRAND 条件でのライセンス設定を確約した上で、標準技術に採用していただくというプロセスとなるのである。